

障害児をもつ母親の育児に関する人的資源の活用

高橋 円

1. 本論文の目的

今日では、高学歴化、就業意識の高まり、初婚年齢の上昇、結婚しないことを選択する女性、子どもをもたないことを選択する女性の増加など、女性のライフスタイルが多様化していると言われている。女性にまつわるさまざまな現象は、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を払拭するかのように見える。また、洗濯機や掃除機など家電機器の導入や外食・食品産業の発展など、家事労働の外部化・省力化が進んでいる。家事労働は、外部による代替が可能なものになっている。

しかし、現在の女性の就労は20代後半から30代前半にかけて出産・育児期に就労率が落ち込み、その後再び上昇する「M字型」の就業構造となっている。育児期の就労率が落ち込むということは、育児が依然として母親に委ねられていることを表している。

特に障害児をもつ母親の場合、従来の性別役割分業にのっとった、母親としての役割に従事していることが多い。これは、育児が母親に委ねられていることを、顕著に、最も純粋に表している例ではないだろうか。

本論文は、筆者が行ったインタビュー調査の中から、障害児の育児に母親以外の人的資源が積極的に関わる2ケースを用いて、母親の育児観と育児における人的資源の役割について考察するものである。

本論文で使用する資料の基をなすものは、筆者自身が、2002年4月から9月にかけて阪神間の都市部で行った、グループインタビュー調査と個別インタビュー調査の結果である。親の会活動などに参加する、障害または病気をもつ子どもの母親8人の会合での語りと、重症心身障害児をもつ母親10人の個別インタビュー調査での語りから得られたデータである。第3、4、5節では、個別インタビュー調査の中から、障害児の育児に母親以外の人的資源が関わる2人の語りを用いて、母親の育児観と育児における人的資源の役割に

ついて考察する。

2. 障害児の母親としての役割

(1) 障害児をもつ母親に求められる役割

厚生労働省の調査やグループインタビュー調査の結果によれば、障害児をもつ母親に求められる役割は、次の4つにまとめることができる。

① 療育の担い手

第1点は、療育の担い手としての役割である。1947年に児童福祉法が制定され、知的障害児、身体障害児に対する援護について、医療・教育両面からのケアを有機的に統合させた「療育」という観念に基づいた施策が体系的に進められた。母子保健施策のもとで、母親と子どもを一貫して管理するシステムが構築されている。子どもの障害が発見された後、肢体不自由児通園施設や知的障害児通園施設などで早期療育が行われる。療育において、親の役割は医療専門家を補助する立場に置かれ、子どもにとって親の援助的役割の重要性が強調される。すなわち、母親は子どもを療育する役割を担っている。

② 介助の担い手

第2点は、介助の担い手としての役割である。1960年代後半から、知的障害児、身体障害児を養育する家庭に対する施策、いわゆる在宅施策が重点的にとられるようになり、現在もその大半が在宅で生活している。心身障害児(者)施設地域療育事業、障害児(者)短期入所事業、障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業などが法制化されている。障害児を養育する家族への支援が考えられつつあることが、厚生労働省の施策や実態調査から捉えることができる。

2001(平成13)年の身体障害児・障害者実態調査¹⁾によると、障害児の入浴や排泄など日常動作に介助が必要な場合の主な介助者は親である。過去1年間の在宅福祉サービスの利用についての問いでは、「在宅サービス²⁾のいずれかを利用した」が12.6%と低く、「在宅サービスを利用していない」は70.2%を占め

る。しかし、利用率が低いものの、必要な福祉サービス³⁾として、「障害児が暮らしやすい住宅の整備」44.4%、「手当などの経済的援助の充実」37.3%、「入所施設の充実」31.2%、「道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実」31.2%、「ホームヘルパー、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実」28.3%の順にあがっている。在宅福祉サービスの充実は、必要なサービスの選択肢として挙げられた18項目のうち5位である。実際にサービスを利用してなくても、その必要性は認識されている。

多くの親が、障害児の日常的な生活を介助する役割を担っている。しかし、その役割を在宅福祉サービスの利用など、家族以外の人で代わることは少ない。

③ 子どもの代弁者

第3点は、子どもの代弁者という役割である。次の語りは、グループインタビュー調査における発言である。

少しずつ子どもにいい環境を作ってもらえるように、努力しないとイケないかなって。福祉の面では本当に親がんばって、そのときそのとき言っていないと、子どもにいい環境は作れないなって、思いますね。

障害のために子どもが意思を表示することが難しい場合、家族は、日常生活から行政との交渉や団体の設立まで、様々な場面で、子どもの代弁者になることが多い。これまでも、親たちが一丸となって行政に訴えることで福祉サービスが整えられてきた。また、親の会の運営や作業所の設立など、親が中心となって子どもの「行き場」を作る活動が行われている。しかし、「子どもの代弁者」としての親の意見が、子ども自身の意見と一致しているとは限らない。子どもを保護する役割が強くなり、子どもの自立を阻む要因にもなる。

④ 障害児の母親としての役割

第4点は、障害児の母親としての役割である。次の語りは、ひとりの女性が担う役割の中で、「障害児の母親」の部分が強調されていることを表している。

スーパーに買い物に行っても、M(長女)を連れていないと誰も何も言わないのに、H(障害児)を連れていないと、『Hは?』と訊かれるのね。『買い物やのになんで連れてこなあかんの?』って言ったら、よく『かわいそうやん』って言われるんですね。

母親が障害児と一緒にいない場合、周囲は違和感を持ち、母親へのまなざしにも影響を与える。彼女は、自分が動きやすいように障害児をどこかに置いて出かける無責任な母親(この場合は家でホームヘルパーと

留守番をしていた)、子どもを「かわいそうな」状態にする冷たい母親、というレッテルが貼られ、非難される。

また、インタビューでは、障害児の療育に専念することを優先させるために、他のきょうだいを保育所などに預けるケースもあった。障害のある子どもは、障害のない子どもに比べて、物理的、時間的な負担が大きい場合がある。そのため、障害児をもつ母親は、他のきょうだいよりも障害児の育児を優先せざるをえない。障害児をもつ母親は、障害児だけを見る母親という役割を担う。

以上の4つの役割は、愛情の前に自明視されてきた。これらの役割を母親が担わない場合は、「愛情不足」「努力不足」という理由で非難される。

春日キスヨは、障害児をもつ母親の育児について「家族の許容限度以上に頑張り、過度な負担のもとで生活を営んでいる母親たちは『家族愛』の規範性、『他の人の手を借りないでやりなさい』という『自助努力』の規範性を敏感に察知してしまい、その規範性を『美しい』『美德』と指摘する」(春日 1992: 108)と述べている。また、石川准によると、障害児をもつ親たちは、初めは「障害児の親」というレッテルをアイデンティティとすることを拒否し、子どもの障害を否定する。しかし、次第に障害児の親として適切にふるまおうとし、特に母親は愛情深い母親であることによって再び存在証明を達成しようとする(石川 1995)。

在宅福祉サービスの利用率が低いことは、先に述べた。その理由として、サービス内容や利用条件が実用的でないことが挙げられる。しかし、障害児をもつ母親が担う役割から考察すると、障害児の母親がサービスを利用するにあたって、他人の手を借りなければいけない状況なのか、他人の手を借りた場合に周囲からどのようなまなざしを浴びることになるのか、この2つを天秤にかけた結果、断念することも考えられる。

(2) 障害児をもつ母親の新しい動き

障害児をもつ母親が担う役割には偏りがあり、母親以外の人で障害児の育児をすることが少ない。そんな中で、父親の育児や祖父母の援助、家族以外の人的資源を利用して育児をするケースを、第3節、第4節で分析する。

筆者が個別インタビュー調査で出会ったBとJは、母親以外の人で障害児の育児をする機会が比較的

表1 母親以外の人的資源の活用状況

	①父親	②祖父母	③在宅福祉サービス	④地域社会
B	○	○	○	×
J	○	×	○	○

○…頻繁に参加・協力する ×…ほとんどない

多いケースである。

B (31歳)の家族構成は、夫(30歳)、長女(8歳)、長男H(3歳)、次女(1歳)で、長男が後天性の肢体不自由児である。Bは結婚後退職し、現在は専業主婦である。

J(48歳)の家族構成は、夫(47歳)、長男K(17歳)で、長男が先天性の知的障害児である。Jはソーシャルワーカーとしてフルタイムで就業している。夫とは長男が7歳の時(1995年)に結婚した。

母親以外の人的資源として、①父親、②祖父母、③在宅福祉サービス、④地域社会がある。下の表は、BとJの育児における母親以外の人的資源の活用状況を示したものである。

以上の4つについて、頻繁に利用しているケースを見ながら、母親以外の育児について考察したい。

3. 家族内での育児

(1) 父親の役割

B、Jともに、父親が積極的に育児をしている。Jが夫と結婚したのは、長男が7歳の時に、長男の幼少期には父親がいない。現在は、長男と父親の関係は良好で、父親は積極的に育児をしている。ここでは、Bの語りを中心に、父親の育児やそれにまつわる周囲の反応について考察する。

うちは本当に途中でなったんで、今までの私たちが普通であって、障害を持ったっていうことが、すごく大変なことだっていうのが家族ですごく分かったんで、今までの精一杯で普通であって、それ以上のことになったんだから、やってくれることはすごいやってくれるんで。3人目が生まれる時に、お腹が大きい時に、訓練とかすごく行ってくれたし、産んだ後も、Hの訓練とかもすごく行ってくれたんで。でもなかなか一人でリハビリに連れて行くお父さんは少ないと思います。それを嫌な顔するっていうか。でも私の考えからしたら、私だけの子どもでないんで、とても当たり前のことだとは思んですけど。ただお母さんたちにも自分がするのが当たり前っていうラインを持つてる人がすごくいるんで。

Bの夫は、長男の育児を積極的に行っている。このことをBは当然だと考えている一方で、一般的ではないと感じている。

性別役割分業が根強い日本で、子どもが療育施設に通う平日の昼間、父親は外で働いていることが多い。そのため、療育施設への同伴は母親の役割となっている。子どもにとって父親も母親も両親であり、Bのように、その役割を代替することを夫婦間では合意できたとしても、周囲からは特別なまなごしを受ける。

療育施設の職員や他の母親は、父親、母親にそれぞれの役割を期待し、それを前提に対応する。そのため、母親がいるにも関わらず、父親が子どもに同伴することに違和感をもつ。父親へは、育児に非常に協力的な優しい父親、という感心を込めたまなごしが注がれる。しかし、母親へは、外で働く夫に育児までさせる冷たい妻、というまなごしが向けられる。

父親が育児に積極的でない理由として、春日は夫婦関係を挙げている。現代日本は、男性に稼ぎ手としての役割を、女性に家事・育児・介護の役割を担わせた。障害児のいる家庭では、その性別役割分業が徹底的に行われている。なぜなら、障害児のいる家庭では、医療費や介護器機など、一般の世帯以上に出費がかさむ。また、療育施設への同伴や病院への付き添いなどで、片親が必ず家庭にいなければならないことも多い。そのために、父親は、より大きな稼ぎ手としての役割を担わなければならない、生活時間の大半を仕事に費やすことになり、子どもと接する機会が少なくなる。次第に父親は子どもの変化に疎くなり、たまに育児を手伝うと失敗したり、不慣れなために戸惑ったりする。そうするとまた育児から遠ざかる、という悪循環が繰り返される(春日 1992)。

Bは、夫が積極的に育児をする理由として、長男の障害が後天性のものであることに起因することを強調している。Bは夫や長女とともに、長男に障害があらわれる過程を体験している。両親が揃って子どもの変化や障害に気づき、その後の生活形態を変更したことが、父親の育児への態度を決定したことは大きい。

しかし春日は、「障害発生原因に母親の要因がなんら関連が認められない場合でも、母子関係を強調する文化のもとでは、障害児の母親となった女性は自責の念をもちやすい」と述べている(春日 1992: 96)。母親が献身的に介助する理由として、母親が抱く自責の念が挙げられる。子どもを障害児として産んだこと、もしくは障害児にしてしまったことに対する代償として、母親が育児や介助の役割を担うことは他の研

究でも述べられている。

Bの夫が育児に積極的である理由として考えられることは次のとおりである。まず、母親が、母親だけが育児への責任感を抱くことに疑問を感じていること。そして、それを父親に伝えていることである。次に、家族全体が長男に障害が残る過程を同時に体験していることである。父親が、育児における自分の役割を考え、日常的に子どもに接する機会を持ったことが大きく影響していると考えられる。

(2) 祖父母の役割

障害児の育児において、祖父母の役割は、夫方、妻方と大きく異なる。

夫方祖父母が、障害児に対するスティグマ観から、障害児を家族成員として認めないような言動をあらわすこともある。障害児を排除しようとする志向が夫方親族にある場合、障害児を「家」にもたらしした者として、その母親をも排除するような家族感情が、夫方親族成員の間に生じやすい。そのため、嫁が産んだ子どもが健康であれば、夫方の「家」に帰属させる。しかし、障害をもつ子であれば、出生の原因を妻方親族にもとめ、妻方親族に障害児とその母をひきとらすべきといった感情が夫方親族にはたらく(春日 1992)。それに対して、妻方祖父母が母子の援助に果たす役割は大きい。

Bは、Bの母親(妻方祖母)の援助について、次のように語っている。

近くにおばあちゃんいてるし。助けてもらってるって言ったら、すごい助けてもらってるほうなんで。うちのおばあちゃんは一応ヘルパーさんなんですけど、それもあの子が病気になる前からって。(美容室に行く時は、子どもが)午後からバスで帰ってくる日、バスに乗ってる時間に、おばあちゃんに迎えに行ってもらったり。

祖父母、特に妻方祖父母が孫の育児を援助するのは、母親が障害児の育児に専念せざるをえない仕組みに似ている。祖母と母親の関係は、母親と娘という関係に置き換えることができる。障害児をもち、日常的な介助で心身ともに疲労している娘を前にして、娘の母親はできるだけのことをしようと努力する。祖父母の娘への家族愛を前提に、妻方祖父母は家族の即戦力や緊急時の対応手段として捉えられる。

しかし、母親と障害児の母子関係が密着しすぎて父親が孤立するように、母親と妻方祖父母と子どもの関係が強くなると、父親がより一層孤立することも十分

に考えられる。

次に、Jのケースでは、祖父母が援助の役割を果たさないことを証明している。

(長男が4歳のとき)年末に母と祖母の所に手伝いに帰っているときに過労で倒れて。子どもを置いたまま入院せざるを得なかった。「もう大変だった」って言ってたような気がする、母も祖母も。だからもう2度と預けてない。小さいときから預かってもらってた所の人とはコミュニケーションも取れたし、言ってることもわかってもらえてたと思うんだけど、母(Jの母)とはそんな預かったこともなかったから可愛がってはくれたと思うんだけど、コミュニケーションのとり方もわからなかったと思う。帰ってきたときは、本当に無表情で、心配した。

緊急時に育児を頼める人は、私の家族の中にはいない。母も何度も入院してて、姑さんも手帳持ってるくらいだし、舅さんも去年まで元気だったけど心臓悪くしたし。おじいちゃんおばあちゃんにも助けてもらわないといけないんだけど、助けてもらったら、何かそれに対する代償が必要になってくるのね、お金じゃなくて。自分たちも自立できない。それだったら仕事を辞めたら?とかいう風になってしまうから。

Jのように、子どもが祖母とうまくコミュニケーションをとることができない場合、祖母は育児を援助する即戦力としての役割を果たすことができない。子どもの障害や体調によっては、祖父母では対応できない場合もある。また、祖父母が即戦力としての役割を担うのは、子どもが幼い間に限られる。障害児の成長とともに、祖父母も高齢化し、祖父母にも介護が必要となる。母親は、祖父母と子ども、両方の介護をしなければならぬ状況も考えられる。

また、母親が祖父母を頼ることで、援助する側、援助される側という関係ができる。援助する側は、母親の悩みを解消する相談相手という面をもつ。しかし反対に、母親の行動への発言権をもつ存在にもなりうる。母親には、祖父母の自由な生活や時間を利用したという負い目がある。祖父母の援助があっても育児に支障が出たならば、母親の行動に改善の余地を探し、解決しようとする。祖父母は孫の育児にとって第一の、ましてや永続的な資源ではない。特に、Jのように、母親が就業している場合、父親の収入で家計が支えられるならば、母親の就業形態を変更や退職などの選択を迫られる。母親は、母親を援助し、よき理解者であるはずの祖父母から、行動の見直しを求められる。祖父母は、不本意ながら、世間のまなざしと

ら変わらない、母親の自助努力を求める立場に立たざるをえない。

4. 家族外の援助

(1) 在宅福祉サービスの活用

B, Jともに、自治体や社会福祉法人が実施する在宅福祉サービスを頻繁に利用している。それらのサービスは、障害児を介助する家族が仕事や病気など何らかの理由で介助できないときに利用するサービスである。すなわち、すべて障害児本人へのサービスである。

Bの長男は、社会福祉法人が行う訪問看護を利用している。療育施設で長男を担当した実習生を、看護人として登録し、指名している。「社会福祉系の大学生だからというより、長男と気が合ったから選んだ」とBは語っている。看護人は、家族が必ず自宅にいることを前提として派遣されることになっている。Bは、看護人が長男と遊んでいる間に、家の掃除や夕食の用意をする。しかし、Bは、「看護人がいる間に近くなれば買い物に行けるように規則を変えてほしい」と語っている。他に、市が運営するファミリーサポートを利用したいと相談したが、障害児に対応できる専門的な職員がいない、母親が働いていないという理由で、断られたという。

Jの長男は、下校時間(15時)からJの帰宅時間(18時)まで、市や民間団体が運営する複数のヘルパー派遣サービスを利用している。Jが帰宅するまで、ヘルパーと洗濯物を取り込む、おやつを食べる、テレビを見るなどして過ごす。夏休み中は、親の会が運営する一時預かりを利用している。また、施設でのショートステイを2回利用している。

Bは働いていないため、利用基準に満たないことが多い。しかし、B, Jともに、サービスに不備があっても積極的に利用している。

(2) 地域社会の人的資源

ここでは、Jの語りを中心に、地域社会に育児を援助する資源を構築した過程を見て、その役割について考察する。

(近所に)2, 3分離れた家だったんだけど、そこがまた「家庭」になってるのね。むしろ私なんか本当に全然自分が育ててなくて、働くのも大変やったから、本当にその家で、おばあちゃんがいたり、それから同じくらいの年齢の子どもがいたり、お母さん役の人がいた

りとか、お父さん役の人がいて、お父さんいなかったから、一緒にお風呂入ってもらったりとか、それはすごくよかったと思ってる。

Jの語る「家庭」とは次のようなシステムである。1990年代前半から、現在まで。Jが以前経営していた学習塾の元塾生の家族と向かいの家族、主に3家族が、時給600~900円で、長男を自宅で預かる。内容は、一時預かりと宿泊である。

Jの仕事や病気や入院など緊急時にも対応しており、長男と食事や入浴など日常生活をともにする。長男とホストファミリーは、普段から交流があり、長男の細かな動きなど、言語以外でコミュニケーションをとることができる。

筆者：おじいちゃんおばあちゃんに頼ると力関係が出てくる、でも、ご近所ではそういう感覚というのは(ありますか)？

ないない。大した報酬じゃないんだけど、有料で預かってもらっていたから。それとご近所の方たちも、それをある程度理解してくれて、応援しようって思ってくれてたので。でもお金だけじゃなかったと思うの。K(長男)を、自分の家の家族、預かってる仕事っていうよりも家族の一員として見てくれたから。だからみんなが関わってくれる。お母さんが仕事として預かってるっていうんじゃなくて、そこの娘さんも、それからお孫さんも、ご主人も。子どもが39度熱が出ててもね、仕事を休むことができないから、その家で見てくれたっていうの、すごいありがたかった。で、その預かってくれてたところの娘さんもみんな結婚したのよね。もう子どももできたんだけど、「Kちゃん見てたことがすごく役に立つわ」って言ってくれてる。

Jの長男は、小さい頃から母親以外の人と関わることで、あまり人見知りをせず、ショートステイ先の施設では「よく育っている」と言われるという。

Jが地域に育児を援助するシステムを構築できた理由として考えられるのは、次のとおりである。

第1点に、当初、母子家庭であったことである。Jは育児だけではなく、稼ぎ手としての役割も担わなければならず、育児を補完する何らかの人的資源が必要であった。

第2に、Jが地域密着型の学習塾を経営していたことである。職住が一体化しているため、近隣の住民と頻繁に交流できた。その結果、一部の近隣の住民が、Jの生活や家庭を知ることができ、信頼関係が生まれた。

第3に、祖父母に援助を求めることができなかった

こと、また、求めなかったことである。家族内で育児を完結しないJの姿勢は、育児を補完する人的資源を見つけるために、外へ向いた。

慣れない祖父母に預けられることは長男にとってストレスの溜まることであり、Jも安心できない。普段から交流のある近隣の住民に預けることは、Jにとっても、長男にとっても有効的である。

また、Jの語りから、預ける側だけでなく、預かる側にも影響を与えていることがわかる。Jの長男を預かった家庭の子どもが、その経験を育児に活かしているという。育児の補完を地域社会に求めたことが、次世代の育児経験につながっている。

一方、Bは、地域社会に育児を援助する人的資源はない。

周りの人、何を声かけていいのかって時点やと思うんですよ、私らを見て。私が前までそうだったんで。何か言うてくれたらするんだけど、あえてでも私たちは言わないし、そういうところちゃうかなと私は思うんですけどね。

Bは、長男の療育施設で出会った母親たちとの交流は盛んだが、長女の小学校で出会う地域の母親との交流は、「懇談に行ったときに喋る」程度である。Bが要求すれば、それに応えるかもしれないが、Bが要求しない限り、関係が深まることはない。そして、Bは、地域の住民に頼ろうと考えていない。

5. 母親の育児観の転換点

第3節、第4節で、育児を母親以外が行っているBとJについて述べてきた。

Bの語りからは、父親が積極的に育児をし、祖母が援助し、福祉サービスを頻繁利用していることがわかった。

Jの語りからは、父親が積極的に育児をし、地域社会に育児を援助するシステムを構築し、福祉サービスを頻繁に利用していることがわかった。

ここでは、BとJの育児観を考察し、母親以外が積極的に育児に関わるケースに共通する要因を見つきたい。

① Bの育児観

次の語りは、Bが療育施設を見学したときの職員とのやりとりである。

H(長男)が障害をもって、どこ行ってもとりあえず「お母さん、お母さん」ってよう言われるじゃないですか。そやけど、通園施設の見学に行ったとき、「周りの

人はお母さんじゃないとわからない、お母さんだから一番に気づくでしょとかそんなこと言われるけど、上の子(長女)のとき思ったんだけど、毎日顔色見てるから顔色の変化がわかるんじゃないかって、毎日見てるから気づかないことあるんですよ。私はHのこと、もちろん気づくところはあるだろうけど、他人に気づいてほしい、こんなこともできるんじゃないかって可能性も気づいてほしいからっていうので入れたんです」って言ったら、一瞬、エツミみたいな顔されたんですよ。今までは「私じゃないとダメ」って言う人がほとんどやったんやなって、後のほうで気づいたんだけど。でも、絶対、他人の力って大切やって思うんですよ、子ども育てるのに。ましてハンディもってたら。

長男に障害が残ったときから、Bが「障害児の母親」であることを周囲から押しつけられた。しかし、Bは、数年前から、長女の育児を通して、母親だけが子どもの変化に気づくわけではないと考えていた。

Bは、長男に障害が残ったことで、なおさら「他人の力」が必要だと考えている。

母親が長男の変化を周囲に気づかせるのではなく、周囲と長男が関わることで、自然とその変化に気づく関係を築く。そのために療育施設へ通うという姿勢が、職員を驚かせた。このことは、Bが障害児をもつ母親としては稀なタイプであることを証明する。

② Jの育児観

Jは結婚するまで、仕事も育児もすべてをひとりでしていた。Jの育児観の転換点となったのは、長男が4歳のとき、Jが過労で入院したことである。

次の語りは、2週間の入院中に、Jが感じたことである。

それまでにいかに自分ひとりがやってたかっていうのを感じた2週間だったのね。いろんな人の手を借りながら、自分もある程度休める状況を作りながらじゃないと、子どもと2人だけの世界ではこれから先、生きていけないということを感じる事ができた。

心身ともに疲労困憊して、Jは、まず「いろんな人の手」の必要性を実感した。次の語りは、現在までのJの変化である。

そのときには、やはり休養をとらないとダメだと思ったの。1年に1回でいいからね、ホテルに3泊しようと思ったけど、未だに達成できてない。ただまあ、子どもをショートステイに行かせるようになったから。もうこの辺で家庭も限界かなって、私の体力的にも限界かなっていうときには、子どもの自立も兼ねて、そういう所を利用するっていう風には、やってきてる。そうじゃないと、これから長期に在宅で暮らしていくって段々難しくなってきたから、(子どもが)大きくな

ってるし。

第3節でも取り上げたが、入院中、長男を祖母に預けていた。しかし、慣れない祖母との暮らしに長男が馴染めなかった。この入院を境に、Jは積極的に「いろんな人の手」を活用している。第4節で取り上げた、家族外の援助である。

③ BとJの共通点

BとJの共通点は、Bの「他人の力」、Jの「いろんな人の手」という語りからわかるように、育児に関して母親以外の人的資源の必要性に気づき、活用していることである。

特に、家族内で育児を完結することの限界を考えて、地域社会や福祉サービスなど、家族外の人的資源を自発的、積極的に活用していることである。また、家族外の資源を活用することで、何らかの外部システムとのつながりを持つことができている。そのため、母親と子どもが社会から孤立していない。これは、愛情規範や家族の自助努力に支えられてきた、これまでの障害児の育児とは大きく異なる。ここに従来の育児観との違いを見ることができる。BやJの、育児への他者の力の必要性を認め、それを実際に求める育児観が、家族外の資源を開拓し、活用する原動力になっていることがわかる。

今後も、家族外の人的資源を活用する育児に着目し、家族外の人的資源を活用する要因について追究したいと考えている。

注

- 1) この調査の対象及び客体は、全国の身体障害児（平成13年6月1日現在、18歳未満の児童であって、身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する児童）及びその属する世帯を対象として、平成7年国勢調査より設定された調査区を100分の1の割合で無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害児である。調査対象者数827人のうち、調査可能なものは639人で、調査票が回収されたのは492人、回収率は77.0%であった。日常生活動作の介助を必要とする者についての主な介助者は、いずれの動作においても「親」が80%以上を占めている。食事をする93.1%、排泄をする88.6%、入浴をする86.7%、衣服の着脱する90.2%、寝返り82.1%、家の中を移動する84.8%、外出をする85.0%。
- 2) 身体障害には、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害またはそれらの重複障害があり、障害の種類や質問事項によって回答の比率が異なると考えられる。特に在宅サービスのニーズは、障害の種類によって大きく異なる。筆者がインタビュー調査を行った母親の子

どもの大半が肢体不自由や重複障害などの重症心身障害児であったことから、在宅サービスに関する質問では、肢体不自由の回答を見ている。この調査の全体数は492人で、その構成比を見ると、肢体不自由児は全体の58.2%であるため、肢体不自由の数を286人とする。ここでいう在宅サービスとは、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービスの3つである。

- 3) 必要な福祉サービスの種類についても、肢体不自由の回答を参考にする。必要な福祉サービスについての要望の状況は以下のとおりである。障害児が暮らしやすい住宅の整備44.4%、手当など経済的援助の充実37.3%、入所施設の整備31.2%、道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実28.7%、ホームヘルパー、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実28.3%、地域の人々との交流の機会の拡大や障害者への理解を深めるための教育26.8%、医療費の負担軽減25.8%、授産施設等の福祉的配慮のされた働く場ないし活動の場の確保25.4%、仕事に就くことを容易にするための制度の充実20.8%、言語機能や機能訓練等の専門的な早期訓練の実施18.7%、通所施設の整備18.2%、身近な所で相談、指導を行う事業の充実18.2%、就労・就学の場合でのコミュニケーション支援17.2%、スポーツ、レクリエーション、文化活動等に対する援助7.1%、パソコン教室の充実16.1%、災害時・緊急時の情報提供・通信体制・避難誘導対策の充実6.1%、その他2.1%、点字図書、録音図書、手話放送、字幕放送などの情報提供の充実は回答なし。
- 4) 石川准は、「障害児の親」として適切なふるまいとは、「近代社会が親、とりわけ母親に要求する一般的な役割を増幅・拡大させたものである。すなわち、愛情部会親であること、子供の育児を世話に責任を持つ親であること、子供が社会の迷惑にならないように子供の監視を怠らない親であることなどである」と指摘している。

参考文献

- 石川 准 1995「障害児の親と新しい『親性』の誕生」井上眞理子・大村英昭編『ファミリーズの再発見』世界思想社
- 春日キスヨ 1992「障害児問題からみた家族福祉」野々山久也編著『家族福祉の視点－多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房、110-130
- 2002『介護問題の社会学』岩波書店
- 久保絃章 1982「障害児を持つ家族」加藤正明・藤縄昭・小此木啓吾編『講座家族精神医学3・ライフサイクルと家族の原理』弘文堂、141-157
- 厚生労働省 2002「平成13年度身体障害児・者実態調査結果」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0808-2e.html>, 2002. 12. 11)
- 土屋 葉 2002『障害者家族を生きる』勁草書房
- 要田洋江 1999『障害者差別の社会学』岩波書店